

査答申情 第 47 号

平成 25 年 12 月 13 日

生駒市長 山下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 石 田 榮 仁 郎

行政文書の開示等の決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 3 月 18 日付け生市活第 273 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「生駒市自治連合会事務局保有の生駒市全地区自治連合会決算報告書（平成 22 年度、23 年度分）」の不存在決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第 54 号）

第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が平成25年1月18日付け生市活第201号で行った行政文書の不存在を理由とする開示しない旨の決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で行った主張は、概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

平成24年12月14日付けで異議申立人が実施機関に対して行った「生駒市自治連合会事務局保有の生駒市全地区自治連合会決算報告書（平成22年度、23年度分）」（以下「本件行政文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が行った本件決定を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

（1）生駒市5地区自治連合会の事務局について

中地区自治連合会によるハイキングの案内文書を市から郵送したとの説明から、市民活動推進課は生駒市自治連合会事務局の事務だけではなく、地区自治連合会の事務も担当していると思われる。従って、事務局である市民活動推進課は本件行政文書を保有していると考ええる。

（2）団体補助について

自治会長研修費補助金の交付先は地区自治連合会であり、当該補助金は団体補助に当たる。団体補助の交付に際しては、交付先団体等の財務状況及び会計処理の適否の判断が求められる。そこで、平成22年度の検証シートには団体補助として印が付けられている。従って、本件行政文書を取得していると考ええる。

さらに、生駒市補助金制度に関する指針によれば、団体補助を運営補助

とは定義しておらず、「団体補助」は運営補助と事業補助を含むと解釈できる。従って、事業補助であっても団体の決算報告書の提出を求めなければならないと考える。

仮に、生駒市が団体補助を団体の運営補助と取り扱っているとしても、市民活動推進課が地区自治連合会の事務を行っていることから、運営補助を行っていることになり、決算報告書を取得しなければならないと考える。

このようなことから、市民活動推進課は本件行政文書を取得しており、よって、行政文書を保有していないとの不存在理由は不当である。

第3 実施機関の主張の要旨

(1) 生駒市5地区自治連合会の事務局について

市民活動推進課は、「自治振興に関すること」という所掌事務の一環として、5地区自治連合会に対する支援を行っている。しかしながら、これは単に人的支援を含む簡易な事務的支援にとどまるものである。従って、市民活動推進課は5地区自治連合会の事務局ではない。よって市民活動推進課は、本件行政文書を保有していない。

(2) 団体補助について

団体補助とは、「団体全体の運営経費に対する補助」を指すもので、いわゆる運営補助である。それに対し事業補助は、個々の事業に対する財政的援助の目的をもって公益上必要な事業又は行為等に対し、当該事業又は行為等の遂行、奨励のため交付する金銭を指すものである。

生駒市は、5地区自治連合会に対し、当該地区の自治会長が地域振興を目的に行う研修事業に要する経費に係る事業補助を行い、当該事業費に係る決算報告書は取得している。しかし、これら5地区自治連合会には人的支援を含め事務的支援は行っているものの、「団体全体の運営経費に対する補助」である団体補助は行っていない。

従って、市民活動推進課は、5地区自治連合会からの運営全体に係る決算報告書などの本件行政文書を取得・保有していない。

第4 審査会の判断

当審査会は異議申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次

のとおり判断する。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、5地区自治連合会が作成した平成22年度及び平成23年度の運営全体に係る決算報告書である。

(2) 条例第11条第2項の該当性について

市民活動推進課は、5地区自治連合会に対し所掌事務の一環として支援は行っているが、これは単に人的支援を含む簡易な事務的支援にとどまるものであるため、5地区自治連合会の事務局ではないという市民活動推進課の主張には合理性が認められる。

生駒市補助金等交付規則及び生駒市補助金制度に関する指針によると、団体への補助金には団体の運営経費に対して交付される団体補助（いわゆる運営補助）と個々の事業経費に対して交付される事業補助がある。そして、団体補助を行った場合は団体運営全体の決算報告書を、事業補助を行った場合は当該事業に係る決算報告書を補助金交付団体から徴する制度になっている。

また、生駒市補助金等交付規則第2条第1号ア及びイは、「補助金等」の定義を「補助金及びその他相当の反対給付を受けない給付金であって市長が指定するもの」としていることから、生駒市補助金制度に関する指針は現金給付を前提として策定されており、異議申立人が主張するような人的支援を含む事務的支援は含まれないと解される。

さらに、本件行政文書は5地区自治連合会の運営全体に係る決算報告書であるが、市民活動推進課は5地区自治連合会に対しては、研修事業に要する経費としての事業補助は行っているが、運営経費全体に係る団体補助（いわゆる運営補助）を行っていないと認められる。

よって、市民活動推進課は運営全体に係る決算報告書を取得しておらず、本件行政文書を保有していないという実施機関の説明には合理性が認められる。

(3) 以上のとおりであるから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年3月18日	・実施機関からの諮問を受けた。
平成25年4月17日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年5月 2日	・異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成25年5月17日 (第84回審査会)	・審議を行った。
平成25年5月31日 (第85回審査会)	・実施機関の意見陳述を実施した。 ・審議を行った。
平成25年6月14日 (第86回審査会)	・異議申立人の意見陳述を実施した。 ・審議を行った。
平成25年8月 8日 (第87回審査会)	・審議を行った。
平成25年8月27日 (第88回審査会)	・審議を行った。
平成25年10月24日 (第89回審査会)	・答申案の案分検討を行った。
平成25年11月19日 (第90回審査会)	・審議を終結し、答申案を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
お がつ けん し 緒 方 賢 史	弁護士	
た なか ひろ よし 田 中 啓 義	弁護士	
わ しま みえ こ 和 島 美 枝 子	弁護士	